(五)　共同利用施設の特別償却制度について、対象となる共同利用施設の取得価額の最低限度を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の五及び第三九条の五二関係）

(六)　特定信頼性向上設備等の特別償却制度における特定信頼性向上設備に係る措置について、対象となる地域を首都直下地震緊急対策区域以外の地域とすることとした。（租税特別措置法施行令第二八条の八及び第三九条の五五関係）

(七)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととした。（租税特別措置法施行令第六条の三、第二八条の九及び第三九条の五六関係）

(1)　過疎地域に係る措置の適用期限を二年延長する。

(2)　半島振興対策実施地域に係る措置について、対象となる地区、対象となる事業の範囲等を定めるとともに、その適用対象期間を認定半島産業振興促進計画の計画期間の初日から平成二九年三月三一日までとする。

(3)　離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置の適用期限を二年延長する。

(4)　振興山村に係る措置について、対象となる地区、対象となる事業の範囲等を定めるとともに、その適用対象期間を特定振興山村計画の計画期間の初日から平成二九年三月三一日までとする。

(八)　次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度について、対象となる建物、建物附属設備、車両運搬具及び器具備品の範囲を厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとすることとした。（租税特別措置法施行令第六条の六、第二九条の三及び第三九条の六二関係）

(九)　特定都市再生建築物等の割増償却制度における雨水貯留利用施設に係る措置について、対象施設の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第七条の二、第二九条の五及び第三九条の六四関係）

(一〇)　倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫用建物等の面積要件及び容積要件を引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第八条及び第二九条の六関係）

(一一)　使用済燃料再処理準備金制度について、準備金を積み立てている法人が適格分割又は適格現物出資により法人に使用済燃料の移転をした場合に引き継ぐ準備金の金額の計算方法を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三二条の六及び第三九条の八一関係）

(一二)　原子力発電施設解体準備金制度について、適格分割又は適格現物出資により特定原子力発電施設の移転を受けた法人のその移転を受けた日を含む事業年度におけるその特定原子力発電施設に係る積立限度額の計算方法を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三三条及び第三九条の八二関係）

(一三)　中小企業の貸倒引当金の特例について、実質的に債権とみられない金額の計算について基準年度実績による簡便法を用いる場合の基準年度を平成二七年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始した各事業年度とすることとした。（租税特別措置法施行令第三三条の七及び第三九条の八六関係）

(一四)　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産につき換地処分等による譲渡があった場合に引き続き計上しないこととされる譲渡利益額のその譲渡の後の計上方法の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二及び第三九条の一〇〇関係）

(一五)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えに係る措置について、買換資産の範囲からコンテナ用の貨車を除外することとした。（租税特別措置法施行令第三九条の七及び第三九条の一〇六関係）

(一六)　技術研究組合の所得の計算の特例について、対象となる固定資産から土地の上に存する権利を除外することとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二一関係）

(一七)　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金から独立行政法人農畜産業振興機構の業務のうち一定の事業に係る業務に係る基金に充てるための負担金を除外することとした。（租税特別措置法施行令第一八条の四及び第三九条の二二関係）

(一八)　特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例について、法人が特定株式投資信託の収益の分配の額の支払を受ける場合における受取配当等の益金不算入制度の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二九及び第三九条の一二四の四関係）

(一九)　保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例について、連結法人のうちに保険業を行う法人がある場合における受取配当等の益金不算入制度の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の一二四の五関係）

(二〇)　特定目的会社に係る課税の特例について、法人が特定目的会社の出資を有する場合における受取配当等の益金不算入制度の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三二の二及び第三九条の一二六の二関係）

(二一)　投資法人に係る課税の特例について、個人又は法人が投資口を有する場合における受取配当等の益金不算入制度等の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三二の三及び第三九条の一二六の三関係）

(二二)　特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、法人が特定目的信託の受益権を有する場合における受取配当等の益金不算入制度の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三五の二及び第三九条の一二九関係）

(二三)　特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、法人が特定投資信託の受益権を有する場合における受取配当等の益金不算入制度の適用に係る細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の三五の三及び第三九条の一三〇関係）

3　国際課税

(一)　非居住者の内部取引に係る課税の特例について、内部取引の独立企業間価格の算定方法等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一八の三関係）

(二)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。

(1)　特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準を二〇パーセント未満（改正前二〇パーセント以下）に変更する。（租税特別措置法施行令第二五条の一九、第三九条の一四及び第三九条の一一四関係）

(2)　特定外国子会社等が受ける損金算入配当等の額がある場合の当該特定外国子会社等の適用対象金額の計算方法について定める。（租税特別措置法施行令第三九条の一五及び第三九条の一一五関係）

(3)　適用除外基準について、次の見直しを行う。（租税特別措置法施行令第二五条の二二、第三九条の一七及び第三九条の一一七関係）

イ　事業基準における被統括会社の範囲に、特定外国子会社が発行済株式等の五〇パーセント以上を有する等の要件を満たす内国法人を加える。

ロ　事業基準の判定における統括会社の要件のうち、二以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることとする要件について、複数の被統括会社（外国法人である二以上の被統括会社を含む場合に限る。）に対して統括業務を行っていることに改める。

ハ　事業基準の判定における事業持株会社の要件に、統括会社の有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額の当該統括会社の有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の